

個人情報保護法施行条例及び市議会個人情報保護条例に定める予定の主な規定

項目		改正個人情報保護法	個人情報保護法施行条例（案）		市議会個人情報保護条例（案）	個人情報保護条例（現行）
定義	個人情報	生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるもの	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	改正個人情報保護法と同じ
	要配慮個人情報	本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報 地域の特性等に応じて条例要配慮個人情報を規定することができる	任意	条例要配慮個人情報（地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報）は設けない	条例要配慮個人情報（地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報）は設けない	改正個人情報保護法と同じ
	個人情報ファイル	保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために体系的に構成したもの	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	改正個人情報保護法と同じ
	特定個人情報	（マイナンバー法で定義（個人番号をその内容に含む個人情報）を規定し、適用）	（マイナンバー法の規定が適用）		マイナンバーをその内容に含む個人情報	マイナンバーをその内容に含む個人情報
	行政機関等匿名加工情報	行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ復元することができないようにした情報	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	（制度なし）
利用目的の明示 適正な取得	個人情報の取得は、原則として利用目的を明示しなければならない、偽りその他不正の手段による取得の禁止	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	個人情報の取得は、利用目的の明示、適法かつ公正な手段による本人からの取得が原則 （要配慮個人情報の取得制限あり）	
安全管理措置	保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる必要	
従事者の義務	業務に関して知り得た個人情報の内容について、漏えい又は不当な目的利用禁止	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	業務に関して知り得た個人情報の内容について、漏えい又は不当な目的利用禁止	
不適正な利用の禁止 利用及び提供の制限		法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用不可	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための個人情報の利用不可
		（例外）本人同意があるとき、行政機関の他の業務に必要なとき、本人の利益になるときなど	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	（例外）本人同意があるとき、行政機関の他の業務に必要なとき、本人の利益になるとき、オンライン結合の原則禁止等
個人情報ファイル簿の作成及び公表	保有個人情報ファイルについて、名称等法定の事項を記載した帳簿を作成・公表 （本人の数が1,000人未満のものは除外）	任意	保有個人情報ファイルについて、名称等法定の事項を記載した帳簿を作成・公表（本人の数が1,000人未満のものも対象）	保有個人情報ファイルについて、名称等の事項を記載した帳簿を作成・公表 （本人の数が1,000人未満のものも対象）	保有個人情報ファイルについて、名称等の事項を記載した帳簿を作成・公表 （本人の数が1,000人未満のものも対象）	
開示・訂正・利用 停止請求	請求権者	請求権者は本人のみ （法定代理人及び委任代理人を含む）	（改正個人情報保護法が直接適用）		改正個人情報保護法と同じ規定を置く	請求権者は本人のみ （法定代理人及び任意後見人を含む）
	不開示情報の範囲	情報公開条例との整合性を図るため、開示・不開示情報を条例に追加することが可能	任意	情報公開条例との整合性を図るため、開示・不開示情報を追加	情報公開条例との整合性を図るため、開示・不開示情報を追加	公務員の氏名は開示、個人からの任意提供情報、法令秘情報について不開示情報と規定

	決定期限	請求日の翌日を1日目として30日以内	任意	請求日を1日目として15日以内 (訂正・利用停止請求については30日)	請求日を1日目として15日以内 (訂正・利用停止請求については30日) ただし、議長及び副議長が共に欠けている期間は決定期限の期間から除く	請求日を1日目として15日以内 (訂正・利用停止請求については30日)
	開示請求における手数料	行政文書1件につき300円	委任	手数料は無料、実費相当額を負担	手数料は無料、実費相当額を負担	手数料は無料、実費相当額を負担
審査会への諮問	審査請求	情報公開・個人情報保護審査会(行政不服審査法に基づく機関)	任意	行政不服審査法に基づく機関として設置する個人情報保護審査会	行政不服審査法に基づく機関として設置する個人情報保護審査会	個人情報保護条例(現行)に基づく個人情報保護審査会
	個人情報の取扱い	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な場合のみ	任意	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な場合(条例の改正・廃止等)	個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な場合(条例の改正・廃止等)	個人情報保護制度の運営に関する重要な事項
行政機関等匿名加工情報	提供制度	民間事業者から提案があったとき審査の上、契約、加工後に提供		(改正個人情報保護法が直接適用) (都道府県・政令指定都市に義務付け)	市議会が保有する個人情報に行政機関等匿名加工情報の提供制度になじむ内容のものが想定されないため、制度なし	(制度なし)
	利用に関する契約に係る手数料	実費相当額 (手数料)21,000円 +3,950円/時+委託料	委任	実費相当額 (手数料)21,000円 +3,950円/時+委託料		(制度なし)